

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公表番号】特表2006-520670(P2006-520670A)

【公表日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2006-036

【出願番号】特願2006-509148(P2006-509148)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月28日(2007.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

食道及び胃を有する患者の胃食道接合領域内に配置可能な医療デバイスであって、

基端開口と、出口オリフィスと、これら基端開口と出口オリフィスとの間の中央通路とを有する人工器官を備え、その人工器官の基端部分は、前記基端開口が食道に実質的に整合するように胃食道接合領域内に配置可能であり、

前記医療デバイスは更に、

前記人工器官の末端上の流量制限部品を備え、この流量制限部品は、前記出口オリフィスが第1のサイズを有する第1の位置と、前記出口オリフィスが第1のサイズよりも小さい第2のサイズを有する第2の位置との間で移動可能である医療デバイス。

【請求項2】

請求項1の医療デバイスにおいて、第1の位置にある前記流量制限部品は前記人工器官から取り外されて、第2の位置にある前記流量制限部品は人工器官へ取り付けられる医療デバイス。

【請求項3】

請求項2の医療デバイスにおいて、前記流量制限部品は前記人工器官の末端部分へ取り付け可能である医療デバイス。

【請求項4】

請求項2の医療デバイスにおいて、前記流量制限部品は前記中央通路内に配置可能な挿入体である医療デバイス。

【請求項5】

請求項1の医療デバイスにおいて、前記流量制限部品は変形可能部材であると共に、第1の位置は圧縮位置であり、第2の位置は膨張位置である医療デバイス。

【請求項6】

請求項5の医療デバイスにおいて、前記変形自在部材は弾性材料から形成されている医療デバイス。

【請求項7】

請求項5の医療デバイスにおいて、前記変形自在部材は延性材料から形成されている医療デバイス。

【請求項8】

請求項 5 の医療デバイスにおいて、前記変形可能部材が膨張自在チャンバから形成されている医療デバイス。

【請求項 9】

請求項 1 の医療デバイスにおいて、前記流量制限部品が、前記中央通路を少なくとも部分的に横断して延出するダイアフラムを含み、このダイアフラムは前記末端開口を規定するシャッタを含み、このシャッタは前記末端開口の有効径を増減するよう拡張位置と収縮位置との間で回動可能である医療デバイス。

【請求項 10】

請求項 1 の医療デバイスにおいて、前記流量制限部品が、前記人工器官の少なくとも一部の周りのループを形成するひもを含み、そのループは前記人工器官を圧縮する締め付け位置へ調製可能である医療デバイス。